



HPで申告書をカンタン作成、プリントアウト。  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

# 確定申告が 始まります

所得税の確定申告と町県民税の申告期間は

2月16日木～3月15日水

所得税の確定申告が  
必要な人

- 個人事業者や、農業・不動産所得のある人、年金をもらっている人、土地・建物を売った人などで、所得税額が発生する人。
- サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超える人や、給与以外のアルバイト収入・農業所得などが20万円を超える人。
- 所得税法や地方税法が次のように改正されました。
- 1、老年者控除50万円の廃止
- 2、65歳以上の年金控除を、140万円から120万円に引き下げ
- 3、住民税の「65歳以上で所得125万円以下の者の非課税制度」の廃止
- これらの方改正により申告者が前年より3割～4割増加するものと見込まれ、申告会場が大変混雑することが予想されます。

今回、申告者が  
大幅に増加します

- 所得税法や地方税法が次のように改正されました。
- 1、老年者控除50万円の廃止
- 2、65歳以上の年金控除を、140万円から120万円に引き下げ
- 3、住民税の「65歳以上で所得125万円以下の者の非課税制度」の廃止
- これらの方改正により申告者が前年より3割～4割増加するものと見込まれ、申告会場が大変混雑することが予想されます。

申告書は、  
自分で書いて郵送を

税務署から送られてきた申告書に同封されている「手引き」を読んでいただければ、どなたでもご自宅で申告書を作ることができます。作成した申告書は、税務署に郵送するか、役場窓口に提出してください。

ご自分、家族あるいは知り合いにインターネットを利用できる環境を持っている方がいれば、国税庁のホームページの申告書作成コーナーを利用し、申告書を作成することができます。案内にしたがって必要事項を入力していただければ、数分程度で申告書を作成することができます。なお、作成した申告書は島田税務署に郵送するか、役場窓口に提出してください。

対象者には、税務署または役場から通知を送付しますので、通知を受けた方はぜひ説明会を利用して、申告してください。

町の申告納税相談を  
利用する

昨年までは受付順に個別相談していましたが、申告者の増加に対応するため、今年の申告より申告体制を変更することになりました。

今年の申告は

- ① 収支内訳書や医療費の明細書を記入してきた人から受付順に申告相談
- ② 内訳書や明細書を書いてこない人は、内訳書・明細書

年金受給者対象の  
説明会を利用する

税務署では、申告者の増加に対応するため申告期間前の4回、年金受給者を対象に確定申告説明会を行います。署員の指導により申告書の作成と提出が、その日に済ませることができます。

対象者には、税務署または役場から通知を送付しますので、通知を受けた方はぜひ説明会を利用して、申告してください。

申告に必要なもの

- 税務署や役場から送られた申告書・収支内訳書
- 印鑑、ボールペン、還付の場合は、振込先口座の分かかるもの
- 給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票
- 医療費控除を受ける人
- 医療費明細書（役場にあります）を人別、病院別に仕分けて記入してください
- 住宅取得控除を受ける人
- 住民票の写し、契約書、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など
- 譲渡・山林所得のある人
- 入金の日が分かるもの
- その他の所得がある人
- 支払い明細書や契約書など所得の内容や、入金の日が分かるもの